

○鳥羽志勢広域連合議会公印規程

〔平成11年4月9日〕
〔議会規程第1号〕

改正 平成29年3月24日 議会訓令第1号

平成31年4月19日 議会訓令第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、鳥羽志勢広域連合議会の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 公印は、職名をもって発する文書に用いる印章をいう。

（名称等）

第3条 公印は朱印とし、その名称、ひな形、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

（保管）

第4条 公印は、総務課長において保管する。

（使用）

第5条 公印を使用しようとするときは、決裁を得た原議書を公印保管者に提示し、承認を得なければならない。

（公印台帳）

第6条 事務局長は、公印台帳を作成し、すべての公印について作成若しくは改刻又は廃棄等の都度必要な事項を登載しなければならない。

（調整及び改廃）

第7条 公印を調整し、改刻し、又は廃印しようとするときは、議長の決裁を得なければならない。

（雑則）

第8条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、鳥羽志勢広域連合公印規程（平成11年鳥羽志勢広域連合規程第3号）の例による。

附 則

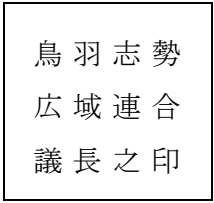
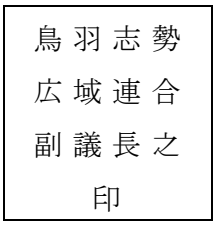
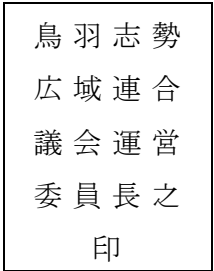
この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月24日議会訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月19日議会訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

名 称	ひ な 形	寸 法 (m m)	書 体	使用区分	個 数
議 会 議 長 印	 鳥羽志勢 広域連合 議長之印	方 24	れい書	一般公文書	1
議 会 副 議 長 印	 鳥羽志勢 広域連合 副議長之 印	方 24	れい書	一般公文書	1
議会運営委員長 印	 鳥羽志勢 広域連合 議会運営 委員長之 印	方 24	れい書	一般公文書	1